

令和6年度 奨学のための給付金制度のご案内

～ 生活保護（生業扶助）世帯 又は

「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税の世帯の方 ～

1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

2. 支給対象世帯

令和6年7月1日（基準日）時点で以下の支給要件を全て満たす場合、支給対象となります。

<支給要件>

- 保護者等が茨城県に在住していること。
※茨城県外に在住している場合については、事務室へお問い合わせください。
- 「生活保護（生業扶助）受給世帯」又は保護者等全員が「令和6年度住民税所得割額が非課税の世帯」であること。

3. 支給額

区 分		支給額
生活保護（うち生業扶助の高等学校等就学費）受給世帯		32,300 円
住民税所得割額が非課税である世帯	第1子	122,100 円
	第2子以降	143,700 円

※1学年で早期給付（5月支給）を受給済の方は、通常給付の支給額から受給済の金額を差し引いた額が支給されます。

4. 支給の時期

審査が完了次第、支給となります（概ね2～3ヶ月程度）。

5. 申請方法・提出期日

支給要件に該当する方は、申請書等を配付しますので、事前に事務室までお電話をいただくか、直接お越しください。

申請書提出締切日：令和6年6月28日（金）

【お問い合わせ先】

茨城県立古河第三高等学校 事務室

TEL 0280-48-2755